

令和7年度

阿蘇市病院事業外国人看護補助者確保業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要項

令和7年7月

阿蘇市病院事業

令和7年度阿蘇市病院事業外国人看護補助者確保業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本業務は、阿蘇医療センターの看護補助者を安定的に確保し、人材不足を解消するために、特定技能制度を利用した外国人看護補助者の採用することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

阿蘇市病院事業外国人看護補助者確保業務委託

(2) 業務仕様書

別添「阿蘇医療センター 外国人看護補助者確保事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

登録支援;契約締結日から令和8年3月31日まで

入国後支援;阿蘇医療センター就業後から令和11年3月31日まで

(4) 提案上限額

3,520,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※1)この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案額が提案限度額を超過している場合は失格とする。

※2)今回の見積りはプロポーザルの審査に用いるためのものであり、契約時においては、提出された金額を基本とし、特定者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意に至った後、契約を締結する。

(5) その他留意事項等

(ア) 提案された企画内容は、阿蘇市病院事業(以下、「病院」という。)と特定者との協議により、必要に応じて修正するものとし、そのまま採用するものではないことを留意すること

(イ) 提案された企画内容をもとに業務仕様書を作成し、契約するものとする。((2)業務仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務仕様書の作成については、特定者と協議のうえ決定する。)

3 実施形式

公募型

4 参加資格要件等

本プロポーザルに参加するためには、次に掲げる資格要件をすべて満たさなければならない。ただし、契約締結までの間に、資格要件のいずれかを有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 法人税、消費税、地方消費税及び阿蘇市の市税を完納し、滞納がないこと。
- (4) 企画提案会実施日に、阿蘇市の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 阿蘇市暴力団排除条例(平成 23 年阿蘇市条例第 14 号)第 2 条第 1 号から第 2 号までに規定する「暴力団」、「暴力団員」に該当する者や反社会的または公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属する者でないこと。
- (6) 仕様書に定める業務を的確に遂行するために必要な知識、技能、経験、資力を有すること。
- (7) 申請時点において、過去 5 年以内(令和 2 年度以降)に一般病床 100 床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院(医療法第 31 条に規定する厚生労働大臣が定めるものの開設する病院)の外国人看護補助者確保事業業務を受託し、かつ、令和 7 年 3 月末時点において1年以上継続して履行した実績を有していること。
- (8) 仕様書の趣旨を理解し、業務の実施に強い意欲があること。
- (9) コンプライアンス(法令順守、プライバシー(個人情報)保護、情報セキュリティの取り組み)が徹底していること。
- (10) 過去5年以内に病院又は施設において同様の業務を 5 件以上受託し、かつ 25 名以上就業が完了した実績を有していること。

5 選定スケジュール

公告	令和7年7月14日(月)
質問書提出期限	令和7年7月23日(水)
質問書に対する回答	令和7年7月28日(月)
参加申込書の提出期限	令和7年8月1日(金)
企画提案書の提出期限	令和7年8月13日(水)
プレゼンテーション審査	令和7年8月20日(水)
選定結果通知	令和7年8月下旬

6 申込手続き

(1) 参加申込書類の提出

ア 参加申込提出書類は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- ① 参加申込書(様式第1号)※1
- ② 参加申込書等提出書類確認票(様式第2号)
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 履行確約書(様式第4号)
- ⑤ 会社のパンフレット等
- ⑥ 上記5-(7)の受託実績を証する契約書の写し(任意の一契約)又は事業実績を証明する書類の写し
- ⑦ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(コピー可)※2
- ⑧ 納税証明書(未納額がないことがわかる証明書)(コピー可)※2
 - ア) 法人税(個人事業者にあつては所得税)
 - イ) 消費税及び地方消費税
 - ウ) 阿蘇市に本社、支店、営業所等がある場合には、阿蘇市税(徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く)
- ⑨ 外部委託先に関するセキュリティ要件のチェックシート(様式第5号)

イ 提出期限 令和7年8月1日(金)まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、提出期限までに必着とする。)により病院総務課へ提出すること。

※1 参加申込書類の提出にあたっては①から⑨の順でフラットファイル等に綴じて提出すること。フラットファイルの表紙及び背表紙には業者名を記載すること。
また、参加申込書提出の際、担当者の連絡先を明記したメールを病院総務課に送信するとともに、担当者の名刺を提出すること。

※2 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び納税証明書は提出日の3か月以内に発行されたものとする。

(2) 企画提案書類の提出

ア 企画提案書類は次のとおりとし、正本1部、副本8部を提出すること。

- ① 企画提案書(様式1に企画提案書(様式2～7)を付し提出すること)
- ② 見積書(様式8に見積明細書(任意様式)を添付すること)
金額は税込みとし、提案上限額以下の金額とすること

<提出に係る留意事項>

応募1事業者につき、申請は1件とする。

使用言語は原則日本語とし、なるべく専門用語を避けて分かりやすく平易な表現に努めること。

やむを得ず企画提案書の一部に日本語以外の言語や専門用語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を加えること。

提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

提出された書類の内容変更はできない。

プロポーザル参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

<企画提案書の取扱い>

提出後の訂正、追加及び再提出は認められない。

著作権は、それぞれの企画提案者に帰属する。

イ 提出期限 令和7年8月13日(水)まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、提出期限までの必着とする)により病院総務課へ提出すること。

企画提案書類の提出にあたっては①から④の順でフラットファイル等に綴じて提出すること。フラットファイルの表紙及び背表紙には業者名を記載すること。

また、④業務に係る提案書の総ページ数は、添付資料も含め50ページ以内とし、印刷は両面印刷とすること。その他にも、追加資料の提出を依頼する場合がある。

(3) 質疑の受付及び回答

質疑は、質問票(様式第7号)により電子メールにて受け付ける。

ア 受付期間

令和7年7月14日(月)～令和7年7月23日(水)まで

ただし、審査に支障をきたす質問及び事業実施に必要がないと判断される質問は、受けけない。

イ 質問に対する回答方法

令和7年7月28日(月)までに、質問事業者を伏せて全提案者に回答を送信する。

7 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

- ア 提出された見積金額が提案上限額を超えている場合は、失格とする。
- イ 提案内容が仕様書を満たしていない場合は、失格とする。
- ウ 阿蘇市病院事業職員で構成する「阿蘇市病院事業外国人看護補助者確保業務公募型プロポーザル審査委員会」において、応募者から提出された企画提案書及び見積書について、「阿蘇市病院事業外国人看護補助者確保業務に関する受託候補者選定基準」に基づき項目別に評価し、評価点の合計が評価点の満点の60パーセント以上もののうち、最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。なお、応募者が1社のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

(2) 企画提案会

次のとおり企画提案会にてヒアリングを実施する。

- ① 日時 令和7年8月20日(水)午前 ※詳細が決まり次第通知する。
- ② 場所 阿蘇医療センター1階講堂
- ③ 提案資料 説明は、企画提案書およびパワーポイント資料(企画提案書の内容のみ)を使用することができる。ただし、パワーポイント資料は配布できない。

8 審査基準

次の評価項目により審査する。

評価項目	評価内容
業務の理解度	事業内容及び目的を十分に理解したうえで、提案事業者の知識や経験を生かし効果を見込める提案になっているか。
業務実績	類似する業務の履行実績があり、対象事業の成果が示され、本市においても期待できるものであるか。
業務実施体制	提案内容を実施できる人材、人員が確保されており、業務の遂行に必要な実施体制は整っているか。
企画提案内容	現地教育体制
	入国前の支援
	入国時の支援
	入国後の支援
	入国後の介護福祉士資格取得支援等の教育支援体制
提案金額	事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、かつコストの削減努力が窺える内容であるとともに、予算の範囲内であるか。

9 審査結果の通知等

(1) 通知方法

企画提案書を提出したすべての提案者に対し文書により審査結果を通知する。

(2) 異議申し立て

審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 次の事由に該当する場合は失格とし、審査の対象としない。

ア 提出期限内に提出されない場合

イ 提出書類に不備がある場合

ウ 提出書類に虚偽の記載がある場合

エ 提出書類の内容が応募要件に合致しない場合

オ 企画提案会に出席しない場合(ただし、災害等やむをえない理由により出席できない場合は、この限りではない)

10 契約の締結

選定した受託候補者と病院が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、受託候補者と病院の協議により必要に応じて内容を変更したいうで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合がある。また、契約金額は阿蘇市病院事業会計予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく受託候補者の見積額とする。

なお、選定した受託候補者と病院との間で行う仕様書の詳細事項について協議が整わなかった場合には、選考結果において評価が次に高い事業者と協議を行うこととする。

11 留意点

- (1) 提出された応募書類の変更はできないものとする。ただし、誤字、脱字等軽微な修正はこの限りでない。
- (2) 提出された提案書は、理由を問わず返却しない。ただし当該企画提案に係る著作権は提案者に帰属するため、提出された企画提案書及びアイデア等を提案者に無断で使用することはない。
- (3) 本企画提案評価への参加に係る一切の費用(企画提案書の作成費用を含む)については、提案者の負担とする。
- (4) 業務の契約に至るまでの間、当院又はその関係者に対して、公正な執行を妨げるような行為が明らかになった場合は、その行為に係る事業者を失格とすることがある。
- (5) 感染症対策として、企画提案会、現地調査など来院する際には、事前に検温を行い、37度5分未満であることを確認する事。
- (6) 提出書類は、阿蘇市情報公開条例の手続きにより公開請求の対象となる。

12 問い合わせ及び提出先

〒869-2225

熊本県阿蘇市黒川 1226 番地

阿蘇医療センター事務部総務課(担当:藤原、福島)

TEL:0967-34-0311

FAX :0967-34-2273

E-mail: info@aso-mc.jp